解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

熊本市中央区八王寺町三番三六―二〇一号

合同会社仁

清算人　松永　怜子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

宮崎市大島町南窪八八六番地一

有限会社前田工務店

清算人　前田　敏秋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

鹿児島県鹿屋市大手町一番一号リナシティ一Ｆ

株式会社ローズティ

代表清算人　吉留　恵子

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

千葉県四街道市四街道三丁目二番一二―七〇一号アーバンヒルズ四街道

医療法人社団隆寿会

清算人　長谷川壽美江

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月四日新潟地方裁判所高田支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

新潟県上越市安塚区石橋八一九番地

宗教法人廣宣寺

清算人　森　直樹

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月六日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

石川県金沢市近岡町一八〇番地三

金沢市近岡町土地区画整理組合

清算人代表　松本　宏仁

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年三月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

神戸市東灘区住吉本町一丁目七番二号

医療法人社団堤歯科医院

清算人　堤　隆夫

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

広島県福山市春日町一丁目五番五四号

医療法人社団中村歯科

清算人　中村　守一

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月十五日開催の定時組合総会の決議により令和八年二月二十八日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

山口県山口市阿知須六一八六番地二

農事組合法人仙在営農組合

清算人　石本　博明

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年二月二十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

栃木県栃木市岩舟町小野寺二〇七一番地一

農事組合法人おのでら

清算人　中田　睦夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月十五日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

東京都練馬区東大泉四丁目二七番四〇号

ＳＦＣビル二階

医療法人社団泉水会

清算人　丸山　徹雄

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

福井県福井市新田塚町四一八番地

医療法人南場小児科医院

清算人　南場　恭子

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

京都府亀岡市曽我部町穴太達原五九番地

農事組合法人穴太ファーム

清算人　石本由美子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

兵庫県明石市天文町二丁目一番三二号

医療法人社団大賀医院

清算人　大賀　成敏

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月二十四日

広島県安芸郡府中町石井城一丁目五番三六号

医療法人社団スガタ整形外科医院

清算人　新関　祐美